

2009年7月17日

千葉大学長 齋藤 康 殿

夏季一斉休暇取得問題に関する回答要求

千葉大学ユニオン委員長 三宅明正

福島事務局長名による本年3月2日付「平成21年度における夏季一斉休暇の取得促進期間等について」（千大職126号）は、「昨年引き続き、職員の心身のリフレッシュを図るとともに、夏季休暇の確実な取得、年次有給休暇の計画的消化を促進するため、平成21年8月12日（水）から8月14日（金）までの期間を、夏季における一斉休暇の取得促進期間とします。」と通知しています。千葉大学ユニオンはこの夏季一斉休暇が導入された2007年以来、休暇取得が事実上強制になることのないように繰り返し申し入れてきました。その都度、役員会側は「決して強制しない」と回答してきました。しかしながら2007年、2008年とも少なくない部署の職員から事実上強制されたとの訴えがユニオンになされているのです。これは労使協定に基づかない計画的付与に相当し、労働基準法に違反する事態が千葉大学に存在することを意味しています。

こうした事実上の強制が存在する場合、非常勤職員にとってはさらに深刻な問題が起きます。昨年7月19日人事課長・職員課長通知「夏季一斉休暇における非常勤職員の休暇簿及び給与等の取り扱いについて」（千大職206号）によれば、「年次有給休暇及び年次有給休暇以外の休暇（夏季休暇）を使用せずに、夏季一斉休暇により勤務をしない日」は「日給又は時間給を支給しない」「無給休暇」となっているからです。現在、非常勤職員は週の勤務日数によって夏季休暇が定められ、5日勤務の方は3日、4日の方は2日、3日以下の方は1日となっています。仮に3日間の一斉休暇期間に付与された夏季休暇をすべて使用した場合でも、週4日勤務の方は1日、3日の方は2日、2日の方は1日の無給休暇となる可能性があり、その分、給与が減額されることとなります。このような状況は避けなければなりません。「その分は年次有給休暇を使えばいいではないか」と役員会側はお考えかも知れませんが、年次有給休暇をいつ取得するかは労使協定に基づかない限り働く者の自由ですし、そもそも年次有給休暇の少ない非常勤職員にとっては1日といえども大切にしなければならないのです。

以上を踏まえて次の2点について緊急に回答されることを求めます。

1. 違法的状況を抜本的に改善するために、夏季一斉休暇期間用に従来の夏季

休暇とは別に新たな有給休暇の設定を検討する。

2. 当面、一斉休暇は強制でないことを徹底させた上で、非常勤職員への無給休暇という仕組みを直ちに廃止すること。

#### 【解説】

1については、富山大学、神戸大学、金沢大学などではそのような有給休暇制度を導入していると聞いています。2007年に現行制度に移行した際の団体交渉で役員会側は、「今年はこれで行くが、皆さんの意見も聞きながら、改善の努力を続けたい。」と述べています。既に2年を経て、「決して強制しない」という役員会側の回答が実行されていない部署がある以上、新たな有給休暇制度導入を決断すべき時期に来ているのではないのでしょうか。